

学校において予防すべき感染症について(お願い)

◎学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果を上げるためには学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もそのひとつであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。

◎校長は、生徒が感染症にかかっており、又はかかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは出席を停止させることができることになっています。(学校保健法第12条)

◎学校において、特に予防すべき感染症の種類と、出席停止の期間の基準は次のとおりです。(学校保健法施行規則第19条・20条)

	病名	出席停止の期間の基準 等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)	<p>治癒するまで</p> <p>*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす</p>
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎上記疾病にかかったときは、ただちに学校に報告してください

◎感染症が治り登校する際には、医療機関で治癒証明書を作成してもらい、担任へ提出してください

◎証明用紙は学校でも配布していますがこのHP からダウンロードできますので印刷してご使用ください(A4版)